

# 最低限所得保障 (Basic Income Guarantee) についての考察

西岡 正義

A Study of Basic Income Guarantee

Masayoshi Nishioka

## 要約

少子化が進む一方で、「団塊の世代」が高齢期を迎えようとしており、わが国で社会保障の財源をどのように確保するのかが差し迫った問題になっている。保険制度による社会保障では、若年層を中心とする意識の変化や生活苦もあって、国民年金などの保険料未納者が急増し、制度そのものの存続が危ぶまれている。生活保護などの公的扶助では、対象者をきびしく選別するためにミーンズ・テスト（資力評価）を強化しているので、行政指導の厳しさを避けるために、生活に困窮しても申請を見送る例も少なくないし、受給者になってもスティグマを伴う結果となる場合も多い。「無条件にすべての個人に給付される社会手当」という考え方がベーシック・インカム構想で、これまでの公的扶助や保険制度による社会保障を転換させようとする構想である。従来の社会保障や社会福祉で支給されていた給付を、すべてベーシック・インカムに一元化して、ナショナル・ミニマムとしての最低限所得保障をしようとするのが、この構想の根源になっている。財源については、すべての所得に課税することを前提にしているが、当然、現行より所得税が大幅に引き上げられるし、高額所得者には特にきびしい制度になっている。ベーシック・インカム構想は、ヨーロッパを中心に研究が進められている。しかし、わが国にとっても、これからの国民生活を守るための重要な示唆を含んだ構想だと思われる。ベーシック・インカムとはなにか、実際にわが国で適用できる構想か、などについて考えてみたい。

キーワード：ベーシック・インカム RMI 負の所得税 参加（型）所得 ワークフェア

2004年1月26日受理

## Summary

While the birthrate is falling down, "post-baby-boomers" are reaching their old age. How the source of the revenue of social security can be secured is an urgent and inescapable problem for our country. The social security based on an insurance system faces the risk of collapsing. The mind of younger age group is changing swiftly, and premium defaulters on the national pension insurance are rapidly increasing, so it is doubtful if the system itself can be maintained.

Since the means test (assets evaluation) is strengthened on public assistance, such as welfare aid, in order to sort out candidates severely, people in need often hesitate to apply

for the aid to avoid the severity of administrative guidance. Actually, the recipients are often distressed with stigmas in many cases.

The view of "the social allowance unconditionally granted to all individuals" is a basic income design. The design is to convert the social security by old public assistance and insurance system into basic income. The origin of this design is that all the grants currently paid by conventional social security and social welfare are to be unified to basic income, and it is going to carry out minimum secured social welfare payment as the national minimum. As the source of revenue, it is premised on imposing taxes on all incomes. The present income tax is to be pulled up sharply, so basic income will become a severe system especially for high-income earners.

As for the basic income design, research has been made in Europe these twenty years. However, it seems that basic income will be a design giving important suggestions for protecting the future life of the people in our country. I would like to consider whether basic income will be an acceptable design to our country.

**Keywords** : Basic income, RMI, Negative income tax, Participation income, Workfare.

## 1. はじめに

国立社会保障・人口問題研究所の発表によれば、2001年度に支払われた社会保障給付費は、81兆4700億円に達して、初めて80兆円を超えた。その一方で、保険料を含む社会保障の収入総額は、運用収入の減少もあって、前年度比0.2%減の89兆9903億円にとどまっている。給付額の内訳は次の表1のとおりである<sup>1</sup>。

表1 社会保障費分野別の給付額(2001年度)

分野	給付額	前年度比
年金	425,714億円	+3.3%
医療	266,415億円	+2.4%
福祉その他	120,878億円	+11.6%

(出所)国立社会保障・人口問題研究所の発表により作成。

社会保障費は、これから「団塊の世代」が高齢期を迎えることを考えると、ますます増加することが明らかなので、その財政負担をどうするかが今後の大きな政治課題となっている。昨年末、政府が打ち出してきた年金改革や来年度

予算案を見ても、課税強化や年金保険料引き上げなどで国民負担を強化しながら、給付は押し並べて削限している。

このような動きは、若い世代を含めて国民が、将来の生活への不安を持たざるをえない大きな要因となっている。「自分たちが高齢期を迎えて、年金は受給できるのだろうか」という不安から、若年層を中心に年金制度への不信が広がって、国民年金の保険料未納者が、昨年7月の社会保険庁による発表でも37.4%になり、まもなく40%になろうとしている。また、国民健康保険の保険料が払えずに保険証を交付されないケースも増えている。

厚生労働省は、2005年度の介護保険制度の見直しで、特別養護老人ホームなどの施設利用者に、住居費の自己負担を求め、「在宅サービス利用者との負担格差をなくす」方針である。また、介護保険料の徴収対象を、現行の40歳以上から20歳以上に広げ、「介護保険の財政安定化を目指す」ことを計画している。20歳から介護保険料を徴収することは、事前によほど合意を

得る努力をしなくては、国民年金保険料と同じように、未納者が高い割合を占める事態になることは今から予想できる。

このままでは高齢期に入っても無年金者になって、十分な医療や介護サービスを受けられない人たちが増え、結局は生活保護という税金による援助をせざるをえなくなって、保険による社会保障制度が崩壊の危機を迎えることが懸念される。

基礎年金の国家負担を1/2にするという約束も守られず、これから数年かけて徐々に実現できるように、ようやく検討を始めるという段階である。その一方で財源不足を理由に、2007年度以降に消費税を引き上げる道筋がほぼ確定したように見える。

本稿では、社会保障財源の仕組みを改革し、国民の負担を軽減させるために、イギリスで始まり欧米で研究が進んでいる「最低限所得保障」について考え、わが国での実現の可能性を論じてみたい。

## 2. ベーシック・インカム（最低限所得）とはなにか

ベーシック・インカム（以下ではBIと略す）とは、ミーンズ・テスト（資産調査）をしたり、仕事に就くことを求めたりすることなしに、個人に無条件で支給される所得である。現存する所得保障とは、次の3つの点で異なっている最低限所得保障である：

- ・それは家族にではなく個人に支給される。
- ・それは他の収入源からの収入に関係なく支給される。
- ・それは、仕事を行うことを要求されることなしに、また、もし仕事をすすめられても、就職する意思があるなしに関わらず支給される<sup>2</sup>。

ベーシック・インカム ヨーロッパ・ネットワーク（Basic Income European Network=以下BIENと略す）は、最低限所得保障（Basic

Income Guarantee=以下BIGと略す）について、上記のように定義している。

わが国では学会もまだ設立されていないので、この理論はまだよく知られていないが、ヨーロッパを中心に、中南米諸国を含むアメリカ合衆国や、オーストラリア・ニュージーランドなどでも学会が結成されて研究が進められている。

現行の社会保障システムでは、あくまで労働による生活資金の確保が前提であり、社会保険に加入して保険料を納め、その対価として失業手当や年金の給付を受ける。拠出を必要としない公的扶助、生活保護などを受給しようとする場合は、詳細なミーンズテスト（資力調査）があり、給付を受けられても受給者にスティグマがつきまとうケースが多い。また、資力調査は官僚制度を肥大化させ、膨大な行政コストがかかっていることも問題となっている。

これに対して、BIは社会保険や公的扶助とは違って、無条件でだれにでも給付される「社会手当」であり、このような無駄な行政コストを省くことができる。

従来の社会保障給付や租税支出を見直して、BIにまとめて支給するという構想には、すぐには納得できない面もあるかもしれない。就労しているかどうかを問わずに、BIを平等に給付するということになると、国民の労働意欲が減退するのではないかと、とか、全員に理由を問わずにBIを支給することは、税の無駄づかいにつながるのではないかと、などの疑問が出てくる。

この構想は、慢性化する失業問題をかかえたヨーロッパの国々で最初に考え出された。武川正吾はこのあたりの事情について、次のように説明している。「雇用の増加が見込めないとき、失業問題を失業保険で解決することは困難である。BIを支給したうえで、賃金を獲得するのも、ボランティアのような社会的に有意義な活動に参加するのも、個人の自由にした方が失業問題の解決にはつながる。さらに、家事やケア

といったこれまで無償労働の扱いを受けてきた人間活動を正當に評価することにもなる」<sup>3</sup>。

「BIは社会保障給付のうちの現金部分をすべてこれに置き換え、その財源を勤労所得への比例課税ならびに各種所得控除の廃止に求めようとする社会保障政策構想である。類似の提案としては、負の所得税(Negative Income Tax)、社会配当(Social Dividend)などがあって、アトキンス(Atkins, A.B.)の最近の提案による参加(型)所得(Participation Income)もBIの修正バージョンとして登場してきている」<sup>4</sup>。

1986年にはじめて国際会議が開かれ、BIENが立ち上げられた。その後、BIEN主催で2年ごとに国際会議が開かれ、2004年にはスペインのバルセロナで開催される予定で準備が進められている。

BIの歴史は、たどり方によってはかなり以前に起源を求めることができるようであるが、ここでは比較的身近な18世紀以後のフランスの例を取り上げ、その失業問題と、1988年に創設されたRMI(エレミー制度=無抛出最低限所得給付)について述べたい。

### 3. フランスでRMIが構想された背景

18世紀のフランスでは、公的な救済を必要とした者は「貧困者」「極貧者」「物乞い」とみなされて、「失業者」や「失業」というカテゴリーはまだ存在していなかった。賃金が受け取れなくなる就労の切断を、「失業」と呼ぶようになったのは、19世紀になってからで、賃労働が社会的に普遍化して以後のことである。「雇用喪失の近代的意味である失業は、生産手段の所有者と労働者を結びつける労働関係の展開の中で、より明確に言えば、賃労働関係が体系化される中で出現した」<sup>5</sup>。

長期失業者が現代の特徴といわれているが、1980年代初頭に長期失業とみなす基準として、12か月をその境界線と決めた。それを超えると

個々の生活状況がきわめて悪化し、公的施策が必要になるので、施策実行のために「長期失業」のカテゴリーを確立した。

80年代に、長期失業者の貧しい生活状況を表象する「新しい貧困」概念が生み出された。「新しい貧困」は、「個々人の意思からは独立した、経済的なリスクの結果」産み出される貧困だとみなされている<sup>6</sup>。

このように、長期失業による生活悪化を「新しい貧困」と規定することによって、1988年に法律や社会政策が参入最低限所得(RMI)を創設することを可能にした。このことは、働く能力がある労働者は扶助の対象外にするという、従来型の扶助に対する考え方を打破したといえる。

参入の内容は次の3点である。①受給者が実行可能な参入契約、②行政・援助者が計画実現のために提供できる手段、③以上2点の実行状況とその成果を評価するための日程(RMI法42-4条)<sup>7</sup>。

しかし、RMIは25歳未満の単身失業者には受給権を認めていない。労働市場から締め出されている最大の犠牲者でありながら、最低限所得も保障されていないのが、この制度の限界だといわれている。

### 4. 戦後「福祉国家」とベーシック・インカム構想

第2次世界大戦後、「福祉国家」における社会保障構想は、あくまで家族を単位として考えられていた。ベヴァリッジモデルも例外ではない。その家族構成は、フルタイム就業の男性と、家事労働に従事する女性を中心に考えられていたので、国の第一の責任は雇用を保障することにあった。職場から支払われる賃金によって労働者の生活を保障するのが、この構想の柱になっていた。万一、労働者が疾病や障害で稼働能力を喪失したときには、社会保険による給付や公

的な扶助によって生活保障をはかる保険制度に頼る仕組みになっていた。

BIは、家族でなく個人に給付され、他の所得と無関係に、労働に服することを求めずに所得保障を行う点で、従来の「福祉国家」で考えられてきた社会保障制度とはまったく違うものといえる。

この構想は、「戦後『福祉国家』とは、以下にあげる四つの点で社会構造を変化させる可能性を持っている。第一に、人々を性別分業にもとづく核家族モデルへの束縛から解き放ち、第二に、資力調査（ミーンズテスト）に伴うスティグマや「失業と貧困の罠」から解き放ち、あわせて資力調査＝需給審査のための行政費用や時間を節約し、第三に、不安程度が強まる労働賃金から人々の生活を解き放ち、そして第四に、労働の人間化やさまざまな自主的市民活動の広範な発展にも寄与することのできる、最低限所得保障制度＝社会保障構想として、多くの関心を集めてきているものといえよう」<sup>8</sup>。

ベーシック・インカム	最低生活保障
賃金	個人的努力、技能への特別報酬

図1 ベーシック・インカム導入後の賃金の役割 (出所) 小沢修司 (2002)、p.118

BIに共感される点としては、生活賃金への配慮が不必要になり、需給均衡点まで賃金を引き下げることが可能になり、人々が望む方法で自由な生き方ができる点などである。反対の理由としては、雇用倫理に反するのではないか、費用がかかりすぎるのではないか、家族の解体を促進するのではないか、などの点があげられている<sup>9</sup>。

このような不備を補うものとして、アメリカでは自由主義者が中心に負の所得税を提唱し、イギリスではアトキンスによって、参加(型)所得という考え方が提案されている。

### (1) 負の所得税

1960年代のアメリカで、貧困救済に最低限所得保障を政策として取り入れるには、雇用倫理、費用、家族解体の促進などの点から反対が強く、その修正バージョンとして負の所得税が提案された。負の所得税の場合は、BIとは違って、世帯を対象にした資力調査にもとづき、他の所得の額を考慮して支給対象が決定される。

具体的な例にもとづいて考えてみたい<sup>10</sup>。

表2 負の所得税 (Negative Income Tax = 以下NITと省略)の場合の最終所得

稼得所得	NIT	最終所得
-----	50ポンド	50ポンド
10ポンド	46ポンド	56ポンド
20ポンド	42ポンド	62ポンド
30ポンド	38ポンド	68ポンド
60ポンド	26ポンド	86ポンド
100ポンド	10ポンド	110ポンド
120ポンド	2ポンド	122ポンド

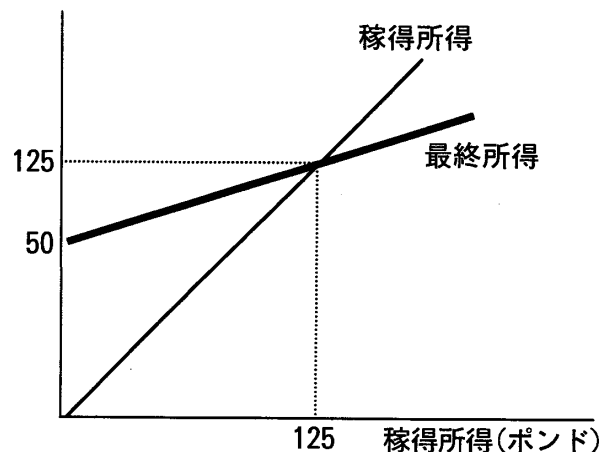


図2 負の所得税

(正・負の所得税率は40% 正・負の分岐点は125)  
(出所)は表2、図2とも小沢(2002年)pp.122~123による

表2と図2は稼得所得、負の所得税額、最終所得額の間を、正・負の所得税率を同じ40%にして現したものである。正・負の所得税の分岐点を125ポンドとすれば、それと稼得所得額との差に40%を乗じた額が支給額になる。数式で表すと、稼得所得が100ポンドの場合は、 $(125 -$

100) × 0.4 = 10となるので、10ポンドが支給されて最終所得は110ポンドになる。

BIの場合は労働に応じて所得税は徴収されても、最終所得は増大する。負の所得税の場合は所得が増大すると支給される負の所得税が減少する。ヴァン＝パライスによると「下りのエスカレーターを駆け上がる」かのような負の所得税には、勤労意欲を減退させることにつながる懸念がある。

BIの場合はどうなるか、比較するために表であらわしてみよう。

表3 ベーシックインカム(BI)の場合の最終所得

稼得所得	所得税	税引き後所得	BI	最終所得
---	---	---	50ポンド	50ポンド
10ポンド	4ポンド	6ポンド	50ポンド	56ポンド
20ポンド	8ポンド	12ポンド	50ポンド	62ポンド
30ポンド	12ポンド	18ポンド	50ポンド	68ポンド
60ポンド	24ポンド	36ポンド	50ポンド	86ポンド
100ポンド	40ポンド	60ポンド	50ポンド	110ポンド
120ポンド	48ポンド	72ポンド	50ポンド	122ポンド

(税率は40%) (出所) 小沢 (2002) p.124による

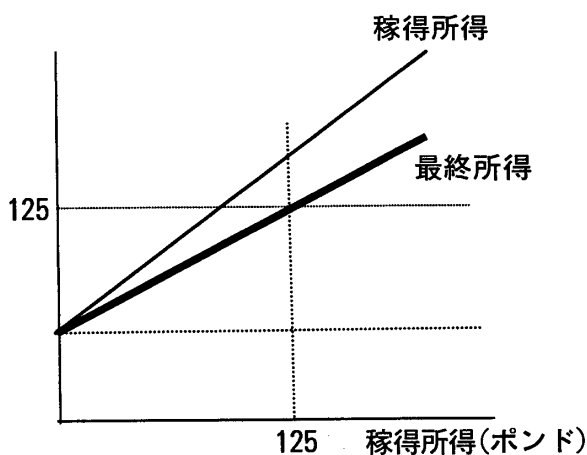


図3 ベーシック・インカム  
(出所) 小沢 (2002) p.125による

負の所得税との比較をするために、稼得所得と最終所得の額を同じにしてある。BIの場合は、所得の額にかかわらず、一律に50ポンドが

支給される。その上で働いて得た所得に所得税が課税される。例えば、100ポンドの稼得所得があれば、 $100 \times 0.4 = 40$ だから、所得税は40ポンドで税引き後所得は60ポンドになる。それにBIの50ポンドを加えると、最終所得は110ポンドとなる。

所得税はかかるが、負の所得税の場合より稼得所得とBIを加えると、より多く最終所得として残るので、労働へのインセンティブとなるであろう。

## (2) 参加(型)所得

イギリスのアトキンスは、BIの修正版ともいえる参加(型)所得 (Participation Income) を提唱している。社会参加を求めることで、「ただ乗り」を排除し、モラルハザードを防ぎ、雇用倫理を犯させない点では有効であるかもしれない。参加の仕方はかなり幅広く考えられていて、賃労働だけを念頭に置いたものではない。

彼が提唱する「参加」は、つぎのような形態がある<sup>11)</sup>。

- ・被雇用者または自営業者として働くこと
- ・年金支給年齢に達していること
- ・障害が理由で就労不能であること
- ・失業中だが就業可能であること
- ・認定されている種類の教育や訓練を受けていること
- ・幼児、高齢者、障害者のための世話をすること
- ・認定さえしている種類のボランティアな活動に従事すること

この構想は社会参加を義務づけることによって、欧米諸国で進んでいるワークフェア的社会保障政策とよく似ている。しかし、これも完全なものではなくて、就労の意思はどのように確認するのか、認定されたボランティア活動と不認定のボランティア活動の区別を、だれがどのように見分けるのか、などが不明な点の一部としてあげられている。労働を賃金労働に限定せ

ずに、ボランティア活動やNPO活動のような非営利活動までを、視野に入れて考えている点は評価できる。

### (3) ワークフェア

国の社会保障や福祉にあまり頼らずに、働くことでの自助・自立をめざそうという考え方が、ワークフェアの基本である。アメリカ生まれの言葉であるが、この考え方自体は、ヨーロッパにも根強くある。福祉よりもまず雇用を優先としてきたわが国にも、共通するところが多い。今日では「福祉から労働へ」(welfare to work)の考え方はかなり広まっていて、福祉国家の概念が変容をせまられるかもしれない。しかし、BIの理念は、そもそも仕事に就かなくても見つからない状態(=失業状態)が一般化する中から産み出されたものである。

シーハン(Allan Sheahen)は、次のように政府の役割を指摘している。

人々に生きがいを与え、仕事をする喜びを与えることは大切なことだが、国や自治体が、働きたい人に仕事を与えることはできないし、それはBIを保障することより複雑で、より多くのコストがかかるし実質的に不可能である。

そのプラス面としては：

- 仕事をする人々に所得をもたらす。
- 道路づくり、公共交通、環境問題に関する仕事などのように、生産につながる面もあるかもしれない。
- 失業手当としてではなく、仕事に対する報酬を与えることになる。

一方、そのマイナス面としては：

- 働けない者には賃金が払えない。
- 政府は無数の仕事を創出しなければならないが、そのようなことは、実行しようとしても不可能である。
- 仮にもし可能だとしても、政府は巨大な雇用主となる。それは、われわれが排除しようとしているものより、さらに巨大な官僚制をつ

くり出す。

- BI保障(BIG)をすべての国民に与えるより、さらにコストがかかるであろう。
- 公務員として給与を得るようになると、民間企業へ移ろうとする労働者がいるかどうか疑わしい。
- 創出された仕事の多くは、無理矢理つくり出されたものになるかもしれない。穴を掘ってまた埋めもどすような。このようなプログラムでは、人間の士気が粉々に砕かれてしまうことはよく知られている。
- あらゆるケースで、地方政府の官僚が、雇用できる人と雇用できない人を決めることになる。

政府を「最終的に頼るべき雇用者」にすることは、取るべき方法ではない。答えはBI保障(BIG)を全員に与えることしかない。それから民間部門の経済活動で仕事を見つけるよう、みんなにインセンティブ(動機づけ)を与えることしかないのである<sup>12</sup>。

## 5. 最低限所得保障はコストがかかりすぎるか？

BIGを導入するのにどれくらいコストがかかるのか、もっとも関心が集まる点であろう。シーハン(合衆国)を例にあげながら、「生産性、国富、国民所得は、十分なBIGを支えるのに満ち足りている」と述べている。また、実施に踏み切る政治的な意思が欠かせないことを、次のように説明している：「1970年代後半には、米国立アカデミ —— 全国から集まった多くの専門家 —— が、世界中の飢餓と貧困の最悪局面から、今後30年以内に脱却することは可能である。欠けているのは政治的な意思である。言い換えると、誰一人、飢餓や栄養失調で苦しませないことを保障するだけの十分な資源が、この地球上にはあるのだ。しかし、そうしようとする政治的な意思が実際に働かない場合には、

表4 年額\$6,000の最低限所得保障を給付した場合

所得	最低限所得保障 (BIG)	総所得	限界税率	所得税	純所得	全税率
0	6,000	6,000	0	0	6,000	0
10,000	6,000	16,000	0	0	16,000	0
20,000	6,000	26,000	0	0	26,000	0
30,000	6,000	36,000	10	1,000	35,000	2.8
40,000	6,000	46,000	15	2,500	43,500	5.4
50,000	6,000	56,000	20	4,500	51,500	8.0
100,000	6,000	106,000	25	17,000	89,000	16.0
500,000	6,000	506,000	33	149,000	357,000	29.4
1,000,000	6,000	1,006,000	50	399,000	601,000	39.7

(出所)Allan Sheahen: *Does Everyone Have the Right to a Basic Income Guarantee?*  
 USBIG Discussion Paper No.53, January 2003 p.12

世界中の飢餓や栄養失調は存在しつづけるだろう」<sup>13</sup>。

政治的な意思を働かせることは、容易なことではない。いまだに飢餓や栄養失調の問題は世界からなくならないし、戦争による難民が増加して、それらは70年代より深刻になっている。BIGの導入に当たっても、政府が不退転の意思を持ち、国民が総意としてその政策を支持する立場に立たないと、その実現はきわめて困難であろう。

表4は、すべての国民に、年額6000ドルのBIGを給付した場合の試算である。BIG給付額に人口数を掛けると、莫大な金額になるように見えるであろう。しかし、シーハンは次の点に留意しなければならないと指摘している。

(1) 現存の社会保障給付、社会保険給付、公的扶助、各種の補助金などが廃止される。これらの総額は莫大であり、それに比べるとBIGは妥当な額に収まるはずである。

(2) BIGはあらゆる計画において課税される。多くの高額所得者にとっては、より高い所得税を納める上に、BIG補助金にも税金を納めるので、納める税額はBIG補助金の給付額よりはるかに高い額になるだろう。

(3) 貧困を野放しにする社会的コストは莫大である。赤ちゃんの時に食料を与えるコストに比べると、貧困が原因で肉体的な病気にかかった人や、精神に異常をきたした犠牲者をケアするほうが、はるかにコストがかかる。幼いときに貧困に蝕まれ、希望が持てなくなった子供たちに食料を与えるより、刑務所を建てるほうが、はるかにコストがかかる。

(4) さらに、BIGはコストがかからないという意味で、「自己弁済」となるかもしれない。人々の所得が増えると、その収入の多くは消費財に使われる。それは経済を刺激し、その結果、新しい仕事や新たな納税者、政府が従来は持ち出していた支出を返済する新たな収入などを、創り出すであろう。

このように指摘した上で、シーハンは「BIGを全員に給付することは、金銭を捨てるのではなくて成功への投資である」と結論づけている<sup>14</sup>。

表4は、すべての国民に年額6,000ドルのBIGを給付した場合の試算である。

## 6. ベーシック・インカムはわが国で実現できるか

わが国での可能性を探った文献としては、小沢（2002年）がある。その終章で「日本におけるベーシック・インカムの可能性」と題して、かなり詳細に説明している<sup>15</sup>。

ベーシック・インカム額を生活保護における生活扶助額に準じるものとして、月8万円を仮定して、さまざまなケースで試算している。1999年度の社会保障給付費75兆円の中で、BIに変わりうるものがどれだけあるか、機能別社会保障給付費の項目別に検討をすすめ、43兆5471億円がBIに置き換えられると説明している。

（ケース1）夫婦（片働きと専業主婦）で子ども2人、年収700万円の場合

（ケース2）シングルペアレントで子ども1人、年収500万円の場合

（ケース3）夫婦（共働き）で子ども1人、年収はそれぞれ500万円の場合

上記の3ケースを仮定し、所得税率50%、BI月額8万円で試算して、費用的には十分BIの導入が可能であるという結論を出している。

詳細は上掲書に譲るが、これが実現すれば、従来の生活保護と違って、すべての国民にセーフティネットを保障することになり、さらに新しい事業に取り組んだり、非営利活動に従事したり、それぞれの生き方の幅が広がって、より豊かな人生が送れるという指摘もある。

## 7. まとめ

BIGとはどういうものか、社会保障や社会福祉の財源としてどのように役立つのかを、ごく大雑把に概観してみた。わが国では研究者もまだ少数で、文献もまだ数は少ないが、これから関心が高まることが期待される。少子化と高齢化が急速にすすむわが国だからこそ、これからの社会保障や社会福祉の財源を真剣に討論する時期を迎えていると思う。BIG構想はその一つであるが、その実現性はまさに「政治の意思」にかかっている。

グローバル化路線に乗って、企業が国際競争に勝ち抜くことを最優先する政治には、このような発想は受け入れ難い。国も地方も財政を、生活や福祉重視の仕組みに切り替える「意思」を持たないと、わが国の将来に明るい展望を持ってないのではないか。

さしあたり、次のことに着手することが求められる。

（1）税制改革では、アメリカ型の高額所得者優遇、課税最低限の引き下げを早急に見直し、適切な累進課税制度に戻すこと。強者を優遇することが当たり前の社会には、税の再分配による国民生活水準の引き上げという考え方はなじまない。

（2）財源不足の緩和を消費税の引き上げに求めることは、負担の逆進性を増幅するという点からも避けるべきである。特に高齢者世代では、資産格差も所得格差も大きいので、「このような資産格差や所得格差が著しい世代が増えていく社会に、一律に負担を課する消費税がはたして本当に適切なのかは疑問が残る」という指摘もある<sup>16</sup>。

（3）年金については、基礎年金部分の1/2を税負担にすることを早期に実現し、近い将来には全部を税負担する仕組みにすべきである。また基礎年金の額を引き上げ、すべての国民にナショナル・ミニマムとして、無条件に基礎年金を支給できる制度を導入すべきである。現状では、高齢期に入っても年金を受給できないケースが、大量に発生するのではないかと心配される。

（4）現行の保険制度による社会保障はきわめて不安定で、国民の不安と不信の原因となっている。お互いに支えあい、セーフティネットづくりに参加している実感を持てるような仕組みを、みんなで考える時期がきていると思われる。

現行の社会保障や福祉は、あくまで就労を条件とした所得保障として組み立てられている。

近い将来わが国で、BIGを受け入れようとする気運が高まるかどうか、疑問視する声は強い。しかし、失業率が戦後最高の水準に高止まりし、就労形態が変化して、フリーターやアルバイトが常態化する現状を考えると、BIGは国民生活の「安心・安全・安定」を保障する上で、重要な示唆をあたえてくれる政策だと考えられる。

#### 脚注

- 1 2003年12月3日付「日経新聞」朝刊による。
- 2 Basic Income European Network: *What is Basic Income ?* ( <http://www.bien.be/BI/Definition.htm> ) による。
- 3 武川正吾『福祉社会 社会政策とその考え方』、有斐閣アルマ、2002年、p.269より引用。
- 4 小沢修司『福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新天地』、高菅出版、2002年、p.104より引用。
- 5 ディディエ・ドマジェール著 都留民子訳『失業の社会学』、法律文化社、2002年、p.24参照。
- 6 同上書p.25参照。
- 7 都留民子『フランスの貧困と社会保護』、法律文化社、2000年、第2章を参照。
- 8 小沢修司(2002)、pp.118~119を参照。
- 9 Fitzpatrick, T, *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan, 1999.
- 10 小沢修司(2002) pp.122~125を参照。
- 11 Atkinson, A.B. *Incomes and Welfare State*, Cambridge University Press, 2001, pp.301-305を参照。
- 12 Sheahen Allan, *Does Everyone Have the Right to a Basic Income Guarantee?* USBIG Discussion Paper No.53, January 2003, p.9参照。
- 13 Sheahen Allan(2003), p.11を参照。
- 14 Sheahen Allan(2003), p.12を参照。
- 15 小沢修司(2002) 終章を参照。
- 16 三木義一『日本の税金』、岩波新書、2003年、p.114から引用。

#### 参考文献

1. Atkinson, A.B. *Incomes and Welfare State*, Cambridge University Press, 2001.
  2. Atkinson, A.B. *Poverty in Europe*, Blackwell Publishers, 1998.
  3. Basic Income European Network: *What is Basic Income ?* ( <http://www.bien.be/BI/Definition.htm> ).
  4. Fitzpatrick, T, *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*, Macmillan, 1999.
  5. Sheahen Allan, *Does Everyone Have the Right to a Basic Income Guarantee?* USBIG Discussion Paper No.53, January 2003.
  6. アトキンソン, A.B. 丸谷冷史訳、『アトキンソン教授の福祉国家論 I』、晃洋書房、2001年。
  7. ディディエ・ドマジェール著 都留民子訳『失業の社会学』、法律文化社、2002年。
  8. 小沢修司『福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新天地』、高菅出版、2002年。
  9. 武川正吾『福祉社会 社会政策とその考え方』、有斐閣アルマ、2002年。
  10. 都留民子『フランスの貧困と社会保護』、法律文化社、2000年。
  11. 三木義一『日本の税金』、岩波新書、2003年。
- (にしおか まさよし 本学教授)